

## 資料 4

### ○小川町立中学校統合準備委員会規則

（令和5年5月16日）  
教委規則第 1号

（設置）

第1条 小川町立中学校の統合に伴う諸課題について協議及び検討し、統合を円滑に推進するため、小川町立中学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、その結果を小川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 校名、校則、式典等に関すること。
- (2) 通学体制等に関すること。
- (3) 教育課程、学校行事等に関すること。
- (4) P T A等学校関係組織に関すること。
- (5) 施設整備、設備備品等に関すること。
- (6) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 統合関係学校の保護者代表者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 統合関係学校の教職員代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務が完了した日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、代わりに当該地位等にあたる他の者を委員として委嘱する。ただし、当該地位等にある者が所属する組織、団体から委員の推薦があるときは、推薦された者を委員として委嘱することができる。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会の円滑な運営のため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 校名・通学部会
- (2) 総務・教育部会
- (3) PTA・後援会等部会

2 専門部会の所掌事務は、次の表のとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
校名・通学部会	校名、校章、校旗、校歌、通学体制（通学路、通学手段、安全対策等）
総務・教育部会	校則、校訓、制服、体操服、教育課程、学校行事、式典関係、生徒会、交流事業（小中連携）、設備・備品等の整備と整理、移転計画、予算計画等に関すること
PTA・後援会等部会	PTA・後援会の組織運営（規約・組織編制、役員選出、運営計画、予算）等に関すること

- 3 専門部会の部会員（以下「部会員」という。）は、委員会において決定する。
- 4 部会員の任期は、委員の任期による。
- 5 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。
- 7 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

9 部会長は、必要に応じ専門部会を招集し、その議長となる。

10 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を部会員として指名することができるとともに、関係者に出席を求め意見を聴くことができる。

12 部会長は、所掌事務に関し、調査検討を行い、その結果、進捗状況等を委員会へ随時報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる準備委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。